

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

～改正「消費者権益保護法」における個人情報の保護規定について～

中国・台湾弁護士 許 明義

II 中国法令アップデート

- 消費者権益保護法(改正法)(全国人民代表大会常務委員会)
- 食品安全法(改正案)(国務院)
- 土地節約集約利用規定(草案)
- アンチダンピング産業損害調査規定(意見募集稿)(商務部)
- 相殺関税産業損害調査規定(意見募集稿)(商務部)
- 産業損害調査情報閲覧及び情報開示規定(意見募集稿)(商務部)

III 中国万感

～低頭族～

顧問 李 彬

◆上海オフィス(日本安徳森・毛利・友常法律事務所駐上海代表処)開設のお知らせ◆

当事務所は、上海オフィスの開設に関する許可を中国の司法部から取得し、9月1日より業務を開始いたしましたので、お知らせいたします。中国の金融・経済の中心地である上海にオフィスを設置することにより華東地区以南の案件について利便性を向上させ、様々な中国関連案件に対し、これまで培ってきた中国業務の経験を生かし、中国の実情を踏まえたアドバイスを提供していく所存です。

【上海オフィスの概要】

名称:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 上海オフィス
代表:弁護士 森脇 章
所在地:中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号
上海環球金融中心 40 階
郵便番号:200120
TEL:+86-21-6160-2311(代表)
FAX:+86-21-6160-2312
E-MAIL:shanghai@amt-law.com

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆名古屋オフィス開設のお知らせ◆

当事務所は、9月24日に名古屋オフィスを開設し業務を開始いたしましたのでお知らせいたします。名古屋オフィスでは、東海地方の依頼者の皆様に、より密着した形で充実した法的サービスを提供することを目的とし、専門性の高い業務やクロスボーダーの法律問題に関するソリューションを、当事務所の東京および海外オフィスの弁護士と連携しつつ、ダイレクトに提供いたします。名古屋オフィスには、コーポレート、M&A、独占禁止法およびアジア関係の業務などの幅広い業務を手掛ける青柳良則弁護士が常駐し、あらゆる分野の法的サービスを、ワンストップで提供してまいります。

【名古屋オフィスの概要】

名称:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス
代表:弁護士 青柳 良則
所在地:愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
TEL:052-533-4770(代表)
FAX:052-533-4772
E-MAIL:nagoya@amt-law.com

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆シンガポールオフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、本年度中に、シンガポールにオフィスを開設することになりましたので、お知らせいたします。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

II Lawyer's Eye



中国・台湾弁護士 許 明義

1 はじめに

2013年10月、中国において消費者保護分野の基本法ともいえる「消費者權益保護法」が、20年ぶりに大幅に改正されました(以下、「改正法」という)。改正法は2014年3月15日より実施される予定です。消費者權益保護法が1993年に制定されて以来、この20年の間に中国の経済は驚異的に成長し中国の消費生活も大きく変化しました。新たな消費者問題に対してより良い対処を講ずるために、消費者保護法規の早急な改正が必要に迫られたという背景があります。今回の改正は、現行の消費者權益保護法全63条の半数以上を改正するという大幅な改正となっています。改正された内容には、個人情報保護等といった消費者の権利の強化から、欠陥商品のリコールに関する事業者の責任の強化、オンラインショッピング等に関するクーリング・オフの創設、事業者の違法行為に対する罰則の強化など項目は多岐にわたっています。本稿ではとりわけ、今回の改正の目玉のひとつである個人情報保護に関する規定の新設に注目してその概要を取り上げていきたいと思えます。

2 個人情報の保護に関する既存の法令

中国における個人情報の保護について、これまでも関連する法令は散見されていたものの、統一的な法規はまだ制定されていない段階にあります。ここ数年、個人情報の保護と比較的関連性の高い立法またはルールの整備の例としては次のようなものがあります。

- (1) 刑法改正(2009年2月)による国家機関、金融機関等の職員による個人情報販売・不正提供罪、窃取・不正取得罪の新設(刑法第253条の1)
- (2) 全国人民代表大会常務委員会による「インターネット情報保護の強化に関する決定」の制定(2012年12月、以下「決定」という)
- (3) 工業・情報化部による「電信及びインターネット使用者の個人情報の保護規定」の制定(2013年6月、以下「保護規定」という)
- (4) 国家標準化委員会による「公共及び商業用サービスに関わる情報システムの個人情報保護のガイドライン」の制定(2012年6月、以下「ガイドライン」という)

これらはいずれも「個人情報」という概念を明確に意識した個人情報の保護強化に向けた立法又はルールの整備の動きと理解されていますが、それぞれのルールには異なる側面があることに着目する必要があると思えます。例えば、上記(1)の刑法改正では、個人情報の保護について初となる刑事立法としてその重要性はありますが、適用主体に限定があるほか、条文自体も極めて簡単なものであり、あくまで個人情報の保護を刑罰的な側面から担う規定に過ぎません。また、(4)のガイドラインでは、個人情報等の定義¹やその管理体制の手續面において全面的かつ詳細に規定しているものの、性質的には国家標準としてのルールにとどまっています。自主的に個人情報の保護に取り組もうとする事業者にとっては、有益な指針にはなるものの、法的強制力を備えたものではありません。そのほか、(2)の決定にも(3)の保護規定にも、やはり一定の制限が見うけられます。例えば(2)の決定においては、その適用対象範囲が「電子情報」にとどまるとされており、(3)の保護規定では、適用主体が電信業務の事業者とインターネット・サービスの提供者のみに限定されています。

¹ ガイドライン上、「個人情報」は、「情報システムのために処理でき、特定の自然人に関するものであり、単独で、又はその他の情報と結合させてその特定の自然人を識別できるコンピュータデータ」と定義されています(3.2条)。改正法は、「個人情報」について定義を置いていませんが、コンピュータデータに限定していないものと読む余地もあり、このガイドラインの定義が改正法上も通用するかどうかは慎重に考える必要があるように思われます。

3 改正法における個人情報保護規定

こうした従来までの立法やルールの整備、特に(2)の決定ならびに(3)の保護規定と比べてみると、今回の改正法では、違反に対する罰則といった法的効果が明確に定められ、法的強制力を有することが明確にされたといえます。そのような意味においても、改正法の関連規定は、中国における個人情報保護をめぐる現段階の諸立法のうち、最も実用性の高い法律になるのではないかと期待されています。具体的には、改正法では前述の「電子情報」という対象の制限や「電信業務の事業者とインターネット・サービスの提供者」といった主体の限定は特にありません。改正法の個人情報保護規定は、一般的な日常消費生活に関わるすべての業種の事業者による消費者の個人情報の収集および管理活動の全般を対象範囲としています。以下は改正法における個人情報の保護に関わる要点を具体的にまとめたものです。

1. 消費者の権利としての「個人情報法の保護」の明記(改正法第 14 条)
消費者は、商品を購入し、使用またはサービスを受ける際、消費者は、法により個人情報の保護を受ける権利を有することが明確化されました。
2. 事業者一般による個人情報保護義務の導入(改正法第 29 条)
 - (a) まず、事業者が消費者の個人情報を収集、使用する際の義務として、次の事項が定められました(第 1 項)。
 - ① 合法、正当、必要の原則の遵守
 - ② 情報の収集、使用の目的、方法および範囲の明示義務
 - ③ 個人情報の収集、使用に際する消費者の同意取得義務
 - ④ その収集、使用に関する規則の公表義務
 - ⑤ 法律、法規の規定または当事者の約定に違反した個人情報の収集、使用の禁止
 - (b) また、事業者による個人情報の漏えい、紛失等防止について、次の事項を定めています(第 2 項)。
 - ① 事業者及びその従業員は収集した消費者の個人情報の秘密を厳密に保持しなければならない。その漏えい、販売又は第三者への不法な提供を行ってはならない。
 - ② 事業者は、情報の安全を確保し、消費者の個人情報の漏えい又は紛失を防止するために技術的な措置及び必要な措置をとらなければならない。
 - ③ 事業者は、情報が漏えい若しくは紛失した場合又はその恐れがあった場合には、直ちに救済措置をとらなければならない。
 - (c) また、事業者は、消費者の同意若しくは請求がない場合又は消費者が明確に拒絶を表示した場合には、商業的な情報を送付してはならないという義務規定を設けました(第 3 項)。
3. 個人情報を侵害した事業者の民事責任に関する規定の追加(改正法第 50 条)
事業者が、消費者の人格的尊厳を侵害したり、消費者の人身的自由を侵害したり、又は、消費者の個人情報の法的保護の権利を侵害した場合には、その侵害を停止し、名誉を回復し、影響を除去し、陳謝を行い、賠償をしなければならないものとされました。
4. 個人情報を侵害した事業者に対する行政処罰の新設(改正法第 56 条 1 項 9 号)
消費者の個人情報の権利を侵害した事業者に対しては、特段な規定がない限り、工商行政の管理部門又はその他関連する行政部門は、その情状に応じて、警告、違法所得の没収、違法所得の 1 倍以上 10 倍以下の過料、又は違法所得がない場合は 50 万元以下の過料を処することができるとし、情状が重い場合には、事業停止又は営業許可証の取消しができることとしました。

以上

Ⅲ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

<消費者法>

消費者権益保護法(改正法)(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本法は、消費者保護に関する基本法である「消費者権益保護法」の改正法である。本法については、2013年9月に二次審査草案につき意見募集が行われていたが、このたび正式に改正された。二次審査草案の時点で、一定の耐用性を有する製品については、消費者の受領から6ヶ月以内に瑕疵が発見された場合には、その挙証責任は事業者側にあることが明らかにされていたが、当該製品にエアコン、洗濯機が含まれることが明確にされた。また、オンライン取引プラットフォーム提供者が、販売者又はサービス提供者の真実の名称や住所、有効な連絡先を消費者に提供できなかったときは、消費者に対する賠償義務を負うことなどが明らかにされている。なお、消費者の個人情報保護に関する規定も新たに盛り込まれている(その概要については、本号のLawyer's Eye「改正「消費者権益保護法」における個人情報の保護規定について」も参照。)

(2013年9月30日公布、2014年3月15日施行)(中華人民共和国主席令第7号)

[原文] [消費者權益保護法](#)

<食品>

食品安全法(改正案)(國務院)

[ポイント] 本法(改正案)は、食品の安全に関する基本法であり、現行法の改正法である。今回の改正では、食品生産業者、流通業者、飲食サービス業者に取得が義務づけられている食品生産許可、食品流通許可、飲食サービス許可を、食品生産経営許可に統合する方向が示唆されているほか、食品安全責任に対する強制保険制度の設立や食品安全に関する違法行為に対する罰則強化など、食品安全の確保の強化が図られている。

(意見募集期間:2013年10月29日~同年11月29日)

[原文] [食品安全法\(修訂草案送审稿\)](#)

<土地>

土地節約集約利用規定(草案)

[ポイント] 本規定(草案)は、「土地管理法」に基づき、土地の効率的利用を進めるための措置を定めたものである。本規定は、新規建設用地に対する総量規制の導入や「土地使用禁止プロジェクト目録」、「土地使用制限プロジェクト目録」の制定による建設用地供給のコントロールを行うことなどが定められている。

(意見募集期間:2013年10月29日~同年11月30日)

[原文] [節約集約利用土地規定\(草案\)](#)

<通商法>

アンチダンピング産業損害調査規定(意見募集稿)(商務部)

[ポイント] 本規定は、中国政府の行うアンチダンピング調査における産業損害調査に関して定めるものであり、現行法の改正法の意見募集稿である。国内産業の損害の検討の際には国内事業

者の利益、生産量等の要素を総合評価しいずれの要素も単独では決定的要素とはならないこと、国内産業の損害は全体として損害が生じていなくとも特定の地域や市場での損害でも足りる場合があること、申請者・応訴人・国内産業当事者等の利害関係人の提出する秘密取り扱い申請について正当ではないと商務部が判断した場合には当該部分について考慮しない旨等が新たに定められている。

(意見募集期間:2013年11月4日～同年12月4日)

[原文] [反倾销产业损害调查规定 \(征求意见稿\)](#)

相殺関税産業損害調査規定(意見募集稿)(商務部)

[ポイント] 本規定は、中国政府の行う反補助金調査における産業損害調査に関して定めるものであり、現行法の改正法の意見募集稿である。ポイントは、上記アンチダンピング産業調査規定と同様である。

(意見募集期間:2013年11月4日～同年12月4日)

[原文] [反补贴产业损害调查规定 \(征求意见稿\)](#)

産業損害調査情報閲覧及び情報開示規定(意見募集稿)(商務部)

[ポイント] 本規定は、中国政府の行うアンチダンピング調査及び反補助金調査における産業損害調査に関する、利害関係人に対する情報開示について定めるものであり、現行法の改正法の意見募集稿である。現行法では特に明示されていなかった、申請者・応訴人・国内産業当事者等の利害関係人の提出する公開版の公開の範囲、当該部分の概要や非公開とするべき理由について、他の利害関係者において異議があるときの対応方法等が規定されている一方で、閲覧の期限等についての規定が削除されている。

(意見募集期間:2013年11月4日～同年12月4日)

[原文] [产业损害调查信息查阅与信息披露规定 \(征求意见稿\)](#)

※<[上記以外の今月のその他の重要な新法令](#)>



中国万感



【低頭族】

顧問 李 彬

この 2、3 年、スマートフォンやタブレット等の普及により、いつも頭を下げたままこれらの携帯端末の利用に没頭している人が増えている。中国ではこれらの人々は「低頭族」と呼ばれている。

低頭族は、若者から年寄りまで増えつつある。食事の時や移動中、運転中に至るまで、頭を下げてチャットアプリ(中国版 LINE と呼ばれる「We Chat」)やミニブログ(微博)をチェックしたり、ニュースを見たり、ゲームをしたりしている風景がよく見られる。中国インターネット情報センターの統計によれば、中国では、今年の上半期、携帯を利用してインターネットをしている人が 4.64 億人になっており、1 人が 1 週間に携帯端末でインターネットをしている時間は平均 12 時間にも達する。

ところが、スマートフォン等に夢中になると周囲の人との直接のコミュニケーションが減ってしまう。友達との会食、家族との集まり等でも、目の前の人を無視してそれぞれのスマートフォンを操作しているという光景も目にする。また、長時間に同じ姿で作業を続ければ、健康にも支障をきたす。例えば目の疲労や手・頸椎の使いすぎでドライアイ、腱鞘炎、頸椎症にかかりやすい。

携帯端末は、そもそも人と人の距離を縮め、日々の生活を便利にするために誕生したものであるものの、その使いすぎは却って人間関係や健康を損なうという損失のほうが大きくなってしまふ。低頭族たちは適度に顔を上げて目の前の人と楽しく交流し、何より体を大切にすることはどうだろうか。

TOPICS

2013年11月4日

朝日新聞オンライン「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」において、当事務所の弁護士による連載「アンダーソン・毛利・友常法律事務所 企業法務の窓辺」が掲載されています。同連載は、法律家の目から見た身辺雑記的なエッセイ(コラム)になっています。

この連載の第67回として、当事務所のパートナー、森脇章弁護士が執筆した記事が掲載されました。

「15歳の記念の贈り物 変わりつつある中国」
(2013年11月4日)

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<http://judiciary.asahi.com/corporatelaw/2013103100001.html>

2013年11月5日～7日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士が、下記セミナーにて「上海自由貿易試験区の概要」と題する講演を行いました。

三菱東京UFJ銀行『グローバル経営支援セミナー』
「中国セミナー」(開催地:名古屋・大阪・東京)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

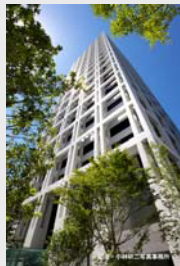
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	
若林 耕	李 加弟	
石黒 昭吉	李 彬	
屠 錦寧	杜 雲華	
胡 絢静	安 然	
許 明義		
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.cn>



安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表處

中華人民共和國上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com